

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○包括外部監査契約の締結	(人事課) 179
○保全回復事業の認定	(自然環境保全課) 〃
○救急病院である旨の告示	(医療課) 180
○特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいか)に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量	(水産課) 〃
○基本測量の実施	(用地課) 181
○公共測量の終了	(〃) 〃
○道路の供用開始	(乙訓土木事務所) 〃
公 告	
○一般競争入札の実施	(政策環境総務課) 182
○ 〃	(情報政策課) 184
○幼稚園の名称変更	(文教課) 186
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	(丹後広域振興局) 187

○土地改良区の定款変更の認可	(丹後広域振興局) 187
○土地改良区清算人の就任届	(中丹広域振興局) 〃
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧	(山城広域振興局) 〃
○都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課) 188
○都市計画法に基づく工事完了	(乙訓土木事務所) 〃

公 安 委 員 会

○平成2年京都府公安委員会告示第72号等の一部改正	189
---------------------------	-----

収 用 委 員 会

○個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示	〃
------------------------------	---

告 示

京都府告示第181号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の49の25第2項の規定により、包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを京都府人事課で閲覧に供する。

令和8年4月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 包括外部監査契約の期間の始期
令和8年4月1日
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の算定方法
基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費とする。
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 四方 浩人

住所 京都市下京区木津屋橋通油小路東入南町568番地の8

- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

精算払。ただし、基本費用について前金払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、基本費用に相当する金額の範囲内で前金払をする。

京都府告示第182号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例(平成19年京都府条例第51号)第32条第3項の規定により、保全回復事業を次のとおり認定した。

令和8年4月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 認定を受けた保全回復事業を行う者の住所、名称及び代表者の氏名

木津川市鹿背山荒堀11
 かせやまの森創造社
 会長 筒井 康博

2 認定を受けた保全回復事業の事業計画

(1) 事業計画の名称
 京都府木津川市鹿背山地域ヤマトサンショウウオ
 保全回復事業の事業計画

(2) 事業計画の区域
 木津川市鹿背山一帯における本種の分布区域

(3) 事業計画の期間
 令和8年3月19日から令和13年3月31日まで

(4) 事業計画の概要

ア 現状及び課題
 生息状況及びその課題

イ 保全回復事業の取組
 調査研究、生息環境の整備及び採集の防止

ウ 保全回復事業の推進方策
 普及啓発、多様な主体の連携・協働及び公共事業等における配慮

エ 計画の評価
 評価の方針及び事業の見直し

3 認定年月日
 令和8年3月19日

京丹後市網野町掛津762
 琴引浜の鳴り砂を守る会
 会長 谷口 勲

2 認定を受けた保全回復事業の事業計画

(1) 事業計画の名称
 ギフチョウ（網野町个体群）保全回復事業の事業
 計画

(2) 事業計画の区域
 京丹後市網野町における本種の分布区域

(3) 事業計画の期間
 令和8年3月23日から令和13年3月31日まで

(4) 事業計画の概要

ア 現状及び課題
 生息状況及びその課題

イ 保全回復事業の取組
 生息状況の把握及び地域における个体群の保護

ウ 保全回復事業の推進方策
 普及啓発及び公共事業等における配慮

エ 計画の評価
 評価の方針及び事業の見直し

3 認定年月日
 令和8年3月23日



京都府告示第183号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第32条第3項の規定により、保全回復事業を次のとおり認定した。

令和8年4月3日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

1 認定を受けた保全回復事業を行う者の住所、名称及び代表者の氏名

京都府告示第184号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和8年4月3日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認定期限
宇治武田病院	宇治市宇治里尻36の26	令 8. 4. 1	令 11. 3. 31



京都府告示第185号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和8年3月24日に定めた。

令和8年4月3日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	京都府定置漁業	46.8 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.0 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.1 t
	留保	1.0 t
くろまぐろ（大型魚）	京都府定置漁業	38.2 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	3.5 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	3.5 t
	留保	1.0 t
するめいか	京都府するめいか漁業	現行水準



京都府告示第186号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和8年4月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
京都市左京区、右京区、西京区及び伏見区、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市並びに船井郡京丹波町
- 2 測量の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 測量の種類
基本測量（電子基準点測量）



京都府告示第187号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和7年京都府告示第515号）が令和8年3月12日終了した旨測量計画機関の長である京都府南丹広域振興局長から通知があった。

令和8年4月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
亀岡市曾我部町寺地内



京都府告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年4月3日から令和8年4月17日まで縦覧に供する。

令和8年4月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 西京高槻線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
長岡京市神足二丁目107の15から 長岡京市神足二丁目129の7まで	令和8年4月3日

- 4 縦覧場所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和8年4月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

京都府総合庁舎11施設LED照明賃貸借業務 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行場所

仕様書に指示する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部政策環境総務課

電話番号 (075) 414-4350

(2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和8年4月3日（金）から令和8年4月28日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

窓口で交付するので、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和8年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和8年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「賃貸借」 一小分類「その他」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(4) 令和2年4月以降において、国又は地方公共団体が発注した公の施設のLED照明器具（ランプを含む。）に係る賃貸借事業を履行した契約の実績を有する者で、京都府が発注するこの業務を確実に履行することができるものと認められるものであること。

(5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び契約実績を記載した実績調書等（以下「確認申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

2の(2)のアの期間内に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期限

令和8年4月15日（水）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課入札・物品調達調整係

電話番号 (075) 414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時
令和8年5月15日（金）午前10時
- イ 場所
京都府庁旧本館2階特別参与室（総合政策環境部）
- (2) 入札の方法
入札書は、持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等
- ア 受領期限
令和8年5月14日（木）
- イ 提出先
2の(1)に同じ。
- ウ その他
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。
- (4) 入札書に記載する金額
入札書に記載する金額は、賃貸借期間（令和9年2月1日から令和19年1月31日まで）における総額（税抜月額に120箇月を乗じた金額）を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 開札
- ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。
- イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び立会職員以外の者は入場することはできない。
- (6) 再度入札
開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
なお、郵送入札により再入札書を送付したものを除き、開札の際に入札書又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- (7) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることにはできない。
- ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 確認申請書等の提出をしなかった者のした入札
- ウ 確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

- エ 委任状を持参しない代理人による入札
- オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札
- カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
- キ 記名押印を欠く入札
- ク 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者の入札
- ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の入札
- コ 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者のした入札
- サ 入札書の受領期限までに入札書が到着しなかった場合
- シ その他入札に関する条件に違反した者のした入札
- (8) 落札者の決定方法
京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。
落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。
- (9) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約書作成の要否
要する。
- 6 入札保証金
免除する。
- 7 契約保証金
免除する。
- 8 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収する。
- 9 その他
- (1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。
- (3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

- (4) 入札者は、入札日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、入札関係職員から請求があった場合は、これを提示すること。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Acquisition of LED equipment under leasing arrangements
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:
5:00 PM on Tuesday, April 28, 2026
- (3) Bid opening:
10:00 AM on Friday, May 15, 2026
Department of Comprehensive Policy and the Environment Conference room, 2nd Floor, Former Main Building of the Kyoto Prefectural Government
- (4) Time-limit for Submission of Bids by Mail:
Thursday, May 14, 2026
- (5) Contact point for the notice:
General Affairs Division, Department of Comprehensive Policy and the Environment, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570
TEL: (075) 414-4350



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本府にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（総合評価競争入札）により行う。

また、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和8年4月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
令和8年度導入統合仮想化基盤環境整備及び機器賃貸借等業務 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 履行場所

仕様書に指示する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府総合政策環境部情報政策課
電話番号 (075) 414-5961

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和8年4月3日（金）から令和8年4月27日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

窓口で交付するので、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和8年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和8年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「電気・通信機器類」—小分類「電気通信機器」

イ 大分類「電気・通信機器類」—小分類「パソコン・ネットワーク機器」

ウ 大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」

- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

- (4) 過去5年間に国、地方公共団体、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、地方公社、地方独立行政法人又は公立大学法人と締結したサーバ機器導入等に関する契約（リース会社からの再委託を含む。）の実績（契約金額が2億円以上であるものに限る。）を有する者で、京都府が発注するこの業務を確実に履行することができると思われるものであること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び契約実績を記載した実績調書（以下「確認申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を

求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

なお、上記期間以外においても確認申請書等を受け付けるが、この場合には入札参加資格の確認がこの公告に係る入札に間に合わないことがある。

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

2の(2)のアの期間内に、2の(1)の組織に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(5) その他

ア 確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5428

(イ) 原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和8年4月10日(金)午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 企画提案書の提出方法等

(1) 提出方法

2の(1)に示す場所に持参又は郵送をすること。郵送の場合は、書留郵便により提出期限内に必着のこと。

(2) 提出期限

令和8年5月8日(金)午後5時

(3) 様式及び提出書類

提出する企画提案書の作成方法は、入札説明書等による。真に必要な場合を除き、個人情報や、これらを類推することができるような事項を記載しないこと。

ア 企画提案書の著作権は、申請者に帰属する。

イ 企画提案書に含まれる著作権、特許権等日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用したことにより、生じた責任は、申請者が負う。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和8年5月14日(木)午前11時

イ 場所

京都府庁旧本館2階特別参与室(総合政策環境部)

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和8年5月13日(水)

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、(1)のイの場所に入札書を提出するまでは、入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を2の(1)の場所に郵送又は持参により提出すること。

(4) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「令和8年度導入統合仮想化基盤環境整備及び機器賃貸借等業務一式」の金額とし、入札書に記載する金額には、一切の経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、この入札執行事務に関係のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(6) 再度入札に関する事項

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、ウにより、再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札を行わない。

イ 再度入札は1回限りとする。

ウ 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

- (ア) 当初入札において不着又は辞退となった者
- (イ) 当初入札において無効又は失格の入札をした者
- (7) 入札の無効又は失格
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。
 - ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 確認申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
 - エ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札をした者のした者
 - オ 落札者決定基準の失格基準に該当する者のした入札
- (8) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者（落札者決定基準の失格基準に該当する者を除く。）であって、落札者決定基準に定める評価方法により算出された技術評価点及び価格評価点を合計した評価値が最も高いものを落札者とする。ただし、評価値が最も高い者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (9) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約書作成の要否

要する。
- 7 入札保証金

免除する。
- 8 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
- 9 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- 10 その他
 - (1) 1から9までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

- (2) 落札者決定基準の詳細は、入札説明書に記載の別紙「令和8年度導入統合仮想化基盤環境整備及び機器賃貸借等業務落札者決定基準」による。
- (3) 企画提案書の評価内容が、落札者の責めにより満足できないと認められ、再度の遂行が困難であるとき又は合理的でないときは、双方の協議により違約金を徴収する。
- (4) 詳細は、入札説明書による。
- (5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Virtualization infrastructure development and equipment leasing services
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 p.m. on Monday, April 27, 2026
- (3) Deadline for tender by mail: Wednesday, May 13, 2026
- (4) Bid opening: 11:00 a.m. on Thursday, May 14, 2026
Department of Comprehensive Policy and the Environment Conference room, 2nd Floor, Former Main Building of the Kyoto Prefectural Government
- (5) Contact point for the notice: Information Policy Division, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570
TEL: (075) 414-5961



学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の2第1項第1号の規定により、次のとおり幼稚園の名称変更の届出があった。

令和8年4月3日
京都府知事 西 脇 隆 俊

新 名 称	旧 名 称	変 更 日 年 月 日
京都バイリンガル幼稚園	明幼稚園	令 8. 4. 1



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和8年4月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
峰山商業開発株式会社
京丹後市峰山町新町1606番地の1
代表取締役 由良 貞和
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
峰山ショッピングセンターマイン
京丹後市峰山町新町1606番地の1
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社エール 舞鶴市南浜町27番地5 代表取締役 仲東 博一 ほか22業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか22業者	令 7. 8. 21	小売業を行う者の名称、住所及び代表者の変更のため

2 届出年月日

令和8年3月16日

3 縦覧場所

京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和8年4月3日から令和8年8月3日まで

5 意見書の提出先

京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、丹後土地改良区の定款の変更を令和8年3月24日認可した。

令和8年4月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

舞鶴市西大浦土地改良区の清算人の就任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により、次のとおり就任した清算人の氏名及び住所の届出があった。

令和8年4月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

就任した清算人

住 所	氏 名
舞鶴市字千歳52	堀 口 仁 武
〃 字瀬崎558の1	西 野 靖
〃 字千歳128	内 海 善 通
〃 〃 297	南 忠 嗣

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和8年4月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
堀之内建材株式会社
代表取締役 堀之内 將次
枚方市田口山一丁目16番1号
- 2 林地開発行為の目的
事業場の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京田辺市普賢寺若林94番ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
4.7ヘクタール

- 5 期間
令和8年7月19日から令和13年7月18日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	京田辺市普賢寺地内の一部に存する範囲 (次の図のとおり)	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置する。
交通量の増加	〃	府道枚方山城線との出入口に交通整理員を配置する。 通勤、通学時間帯の交通混雑及び事故発生を避けるため、車両の通行時間は、午前9時から午後4時までとする。
騒音の発生	〃	開発地の周囲に緩衝帯を設け、騒音の防止に努める。 作業時間は、午前9時から午後4時までとする。
濁水の発生	〃	場内の最下流部に沈砂池を設置し、場内の排水は、全て沈砂池に集水し、泥水を沈下させた後に場外に排水する。 雨天時は、作業を中止する。
河川水量の増加	〃	場内の最下流部に調整池を設置し、場内の排水は、全て調整池に集水し、流量調整後に場外に排水する。 土砂を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。
粉じんの発生	〃	粉じん発生のおそれのあるときは、場内に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
宇治市宇治若森7の6
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

- (3) 京田辺市経済環境部農政課
京田辺市田辺80番地
- (4) 堀之内建材株式会社
枚方市田口山一丁目16番1号

9 縦覧期間

令和8年4月3日(金)から令和8年5月7日(木)まで

10 意見書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間

令和8年4月3日(金)から令和8年5月7日(木)まで

(2) 提出先

〒611-0021 宇治市宇治若森7の6

京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
〔次の図〕は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。〕



城陽市から宇治都市計画地区計画（寺田築留地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年4月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

向日市上植野町切ノ口5の1、10の1、10の3
(関連区域)

向日市上植野町切ノ口2の3の一部、3の5の一部、5の3の一部、5の4の一部、5の5の一部、6の2の一部、6の3の一部、6の4の一部、10の2、10の4から10の6まで、府有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

京都市南区吉祥院石原堂ノ後西町32
株式会社山中商事

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第54号

平成2年京都府公安委員会告示第72号等の一部を次のように改正する。

令和8年4月3日

京都府公安委員会
委員長 池 坊 由 紀

次に掲げる告示の規定中「亀川幹弘」を「小田清」に改める。

- 1 平成2年京都府公安委員会告示第72号（指定講習機関の指定）
- 2 平成6年京都府公安委員会告示第62号（免許関係事務の委託）
- 3 平成20年京都府公安委員会告示第22号（運転免許取得者等教育の認定）
- 4 令和4年京都府公安委員会告示第163号（運転免許取得者等検査の認定）

収 用 委 員 会

京都府収用委員会告示第1号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月3日

京都府収用委員会
会長 高 山 宏 之

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年京都府収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第9号様式及び別記第15号様式中「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。）」を削る。

別記第20号様式中「個人情報の保護に関する法施行条例」を「個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。）」を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月3日から施行する。